

東北大学大学院法学研究科・法学部
外部評価（第三者評価）委員会

大学院法学研究科 公共法政策専攻
（公共政策大学院）

評価結果

日時：平成22（2010）年2月18日（木）

13時30分～15時30分

場所：法学研究科大会議室

評価項目 1. 教育目的 (良い4名)

【評価すべき点】

- 高度専門職業人の養成を目指し、大学院規定第1条の2に定める教育目的に徴して、2004年の発足以来、比較的短期間に貴院を特色付ける「公共政策ワークショップ」による体験型政策教育を中核とした、きめ細やかな実務的教育が有効に機能する体制を築かれたことを評価する。
- 「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」は、専門職大学院としての公共政策大学院の使命を明確に捉えており、また、その旨が募集要領、ホームページやパンフレットなどに明示され、社会に発信されている。その考え方は、アドミッションから教育プロセスを通じて追求されるようになっていると思われる。
- 特に公共部門において、地方分権時代に必要な人材を輩出するものとして、大いに期待している。

評価項目 2. 教育内容 (大変良い1名、良い1名、特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 教育課程が今年度から3種の科目に整理され、学生にとっても志向や選択を明確化しやすくなったものと思われる。この項においてもやはり「公共政策ワークショップ」の有効性を称えるが、加えて豊富な陣容の教員体制による基幹科目、展開科目の充実した選択肢も高く評価される。
- ワークショップと基幹科目のバランスが考慮されており、実践力と理論を高いレベルで両立することを目指している。
- 現実の政策課題を学生が実際に自ら調査し、解決策を立案する体験型政策研究である「公共政策ワークショップ」を中核におき、1年目での集団的取り組み、2年目の単独での取り組み、その間の指導教官の密接な指導など、いわばOJTの形で進んでいる方式は、その間に培われる基礎的手法の習得も含めて、きわめて有効なものと思われる。

【今後の課題等】

- 法学研究科の中におかれたことに伴って、座学としての基礎的手法に関する講座が、法学的政治学的手法中心となっている点については、非常勤講師による講義や「公共政策ワークショップ」の中で実際上カバーされてきてはいると思われる。しかしながら、近年の課題の発見分析手法、評価の手法の精緻化などの動向について常に念頭において対応する教育内容を整備しておく必要はあると思われる。
- 大変広範囲にわたる、公共政策課題に対して、「公共法政策通論」によって、おおむね適切なガイダンスが提供されていると思われるが、今後、重要でありかつ当大学院が特色を持たせたいと思う分野について、他の専門領域の提供する講義や寄附講座の活用などによりコースを拡充していくことも検討に値しよう。
- 公共政策ワークショップ以外の科目が、本当に大学院の目的に沿って体系的に組み込まれているのか疑問である。

評価項目 3. 教育方法 (大変良い2名、良い1名、特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- 実務教育と理論教育がバランスよく組み合わせられており、学生の主体的な取組を要件とするワークショップが必要単位の半分となっているが、実務家養成を推進する要素として大いに寄与しているものと思われる。
- ワークショップを中心とした実践教育の充実は、自ら考え行動できる人材育成のためにも期待できる。

- 「公共政策ワークショップ」ⅠⅡのOJT的なプログラムを中心に実務と理論の両立を図る教育方法は、担当教員の見識と積極的にかかわりによって、少人数の利点を利用した個人別アドバイザー制度とあいまって、有効な組み立てを構成している。
- ワorkshop運営委員会により情報交換、相互啓発を行うことは、大学院全体のレベルアップにつながるものとする。
- インターンシップ研修生も相互に高い評価を受けているとされ、今後の発展を期待する。

【今後の課題等】

- 実務と基礎的理論の適切なミックスは公共政策大学院にとっての最も重要な要素である。実務家教員に対して、教育方法に関するガイダンス制度を設けるなど適切な配慮が払われており、具体的な問題・改善策については各種の委員会で真剣な検討が行われている様子であるが、限られた人的資源の中でより高度の教育につながるように、常に研究を行うことが期待される。
- 今後国家公務員一種を目指す生徒がさらに増加するとすれば、最近人事院も夏期の一定期間を利用した震ヶ関インターンシップの充実などに取り組んでいることから、それを活用した実務とのふれあひも一つの方策となろう。

評価項目 4. 成績評価・修了認定
(良い3名、特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- 各基準は関係規定に基づき策定され、講義要綱等に明示されている。その中では筆記試験等のほか、学生の主体的な取組みを反映するものとされ、妥当なものとして判断される。ワークショップの評価や修了認定については、委員会、教授会等において複数の評価者によって、より公正な検証・評価を行うべく担保されていることも適切な仕組みと評される。
- 筆記試験のみならず、質疑討論への主体的参加状況なども成績評価に反映するほか、指導教員以外の複数の審査委員がリサーチペーパーの審査及び口述試験を行うなど、これら厳格な成績評価・修了認定が学生の資質を高めることに繋がっているものと思われる。
- 半数程度の卒業生が公共的部門に就職し、活躍を始めていることから、在学中のガイダンスが基本的には適切なものであったことが推測される。

【今後の課題等】

- 今後、卒業生や就職先からのフィードバックが増加し、教育内容・教育方法への反映が進むことによってプログラム全体の一層の充実に寄与していくことが期待される。

評価項目 5. 入学者選抜
(良い1名、特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- アドミッション・ポリシーについてホームページ等により広く示されており、内容的にも貴院の教育目的に適うものと認められる。試験方法については、提出書類、小論文および面接による総合判定によるもので妥当なものであり、面接においてはコミュニケーション能力、集団作業能力等を判定するとされるが、有効と考える。
- 入学希望者は、社会経済情勢にも影響されるものと思うが、面接も重視した総合評価を行うなど、優秀な学生を確保しようとする努力が伺える。この努力が、貴大学院の本質を高めることになると期待する。
- 募集人員を上回る志願者の中から丁寧に選別されており、初年度多かった辞退者数も順次減少している。特に、複数教官によるインテンシブな面接は、選抜の有効な方法となっているように思われる。

【今後の課題等】

- 要求される要件については「法学・政治学への理解を、基礎レベルで有すること」とアドミッションポリシーに明記されているが、現実には、多様な背景を有するものから、適性を有するものを選抜

するように運用されている。

評価項目 6. 学生への支援体制 (良い4名)

【評価すべき点】

- 少人数教育が実現されているのに加えて、各年次におけるワークショップ担当教員がアドバイザー教員として学生からの相談に随時対応できる体制がとられている。アドバイザー教員はまた、進路指導のための個別面談も行っている。少数精鋭の学生に対して手厚い支援体制があることが学業の成果に寄与しているものと考えられる。
- 学生一人一人にアドバイザーが付き履修相談・進路相談を行う制度は、少人数の利点を生かすものであり、きわめて重要な役割を果たしている。
- 中核的プログラムである「公共政策ワークショップ」における支援は、きわめて重要な意味を持っている。今後とも現在の高い水準を保つことが望まれる。

【今後の課題等】

- 経済社会のグローバル化に対応した、多くの分野において公共政策の手法自身がグローバルスタンダードを充たすことへの要請が高まることが予想されている。この面での学生への支援の充実も常に念頭においておくことによって、今後のプログラム全体の魅力が一層増加することが期待される。

評価項目 7. 教員組織 (大変良い1名、特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 理論と実践の融合を目指し、実務家教員を多数受け入れるなど、多彩な教育を行う体制が確保されている。これは一面、組織としての融合に不利な場面を生じうるが、意を用いているものと認められる。さらにファカルティ・ディベロップメントでは、法学研究科によるものに加え、貴院独自に実施することにより効果を高めていることも視われる。
- 少数のコアになる教員による効率的な運営が目指されている点は創成過程にある本プログラムの機動的発展のためにきわめて重要である。
- 実務家教員の充実と研究家教員との適切なバランスの維持についての努力が払われている。
- 政策におけるグローバルな視点の重要性、多くの横割りの・学際的政策課題への対応、分析・評価などの基礎的手法の精緻化などに適切に応えるための柔軟な補完的教員組織を持つ方策が見出されればさらなる発展が期待される。

評価項目 8. 管理運営 (良い2名、特に問題はない2名)

【評価すべき点】

- 専任教授、准教授、法学研究科長による運営委員会を毎月実施し、重要項目が審議され、意思決定の円滑が図られている。
- 教育内容、教育方法の改善のための各種委員会が設置されており、種々の改善実績から、問題点の発見・分析・改善がタイムリーに行われているものと思われる。

【今後の課題等】

- 法学研究科からの相当の支援が行われているが、新たな専門職大学院として教育面での教員への負担の大きさから考えるとさまざまな教育活動の支援や、新たな活動の企画などについて、より自由な発想を持った専門のスタッフの支援が得られるようになると運営面でもさらに有効なものとなることが期待される。

評価項目 9. 施設・設備・図書等 (良い3名、特に問題はない1名)

【評価すべき点】

- インフラ面では、ワークショップ作業室、自習室、COMMONルームなどの施設を確保するとともに常時開放されており、パソコン等の整備も進んでいることが覗かれる。
- 全学の図書館とは別個の図書室において、必要な図書その他の資料が配置されるなど、主体的な学習を促すものとなっている。

【今後の課題等】

- 自習室など、学生数に比してそれなりに整備されているが、図書の充実や、施設の集約など学生のニーズを踏まえて、さらに効果的なハード面からの支援が望まれる。

評価項目 10. その他

【評価すべき点】

- 貴院におけるワークショップの充実は、高く評価されるべきものと考えられる。この成果による自治体との良好な協力関係を継続、発展させるとともに、貴院が日本における公共政策大学院のモデルとして牽引されることを期待する。
- 現状にとどまることなく改善を図る姿勢が感じられる。

【今後の課題等】

- 地方分権社会は、基礎自治体（地方政府）にとって既に待ったなしの課題である。卒業生がもう少し地方公務員として活躍していただければ幸いである。地方分権時代こそ、彼らが学び身につけたものを最大限発揮できる実践の場であるから。
- インターンシップ研修生の地方自治体への派遣は、受入先、学生、大学院それぞれに成果を生むと思われるので、是非正規の授業科目としていただきたい。
- 大学院を終了したことによる付加価値がどのように評価されているかについての情報収集・分析が重要である。

資料

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員

*50音順

*所属・職名は平成22年2月18日当時

1. 外部評価委員（9名）

- ・奥田 昌道（元最高裁判所判事・京都大学名誉教授・同志社大学法科大学院嘱託講師）
- ・尾崎久仁子（国際刑事裁判所判事）*
- ・鹿野 哲義（仙台弁護士会会員・平成16年度仙台弁護士会会長・平成17年度日本弁護士連合会副会長）
- ・鈴木 勇（株式会社七十七銀行取締役営業統轄部長）
- ・田浦 芳孝（東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長）*
- ・高井 新二（仙台地方検察庁検事正）
- ・立谷 秀清（相馬市長）*
- ・林 良造（東京大学公共政策大学院教授）*
- ・江草 忠敬（株式会社有斐閣会長）（オブザーバー）

注 *印の付いた委員が公共政策大学院の分科会の委員である。

2. 本研究科出席者（11名）

- ・石井 彦壽（教授）
- ・井上 和治（准教授）
- ・大西 仁（教授）*
- ・坂田 宏（法科大学院長）
- ・佐藤 隆之（教授）
- ・渋谷 雅弘（教授）*
- ・芹澤 英明（法学研究科長）
- ・辻村みよ子（法政実務教育研究センター長）*
- ・成瀬 幸典（教授）
- ・牧原 出（公共政策大学院長）*
- ・吉原 和志（教授）

注 *印の付いた者が公共政策大学院の分科会の出席者である。

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

① 法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

② 外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求めることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（2） 評価委員会の会議は、少なくとも2年に1回委員会を開催するものとする。

（3） 評価委員会には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

（委嘱）

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（外部評価（第三者評価）内容の公表）

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、ホーム・ページ等で公表する。

（報酬）

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

（2） 前項の詳細は、別途定める。

（外部評価（第三者評価）補佐委員会）

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）補佐委員会（以下、「補佐委員会」という。）を置く。

（2） 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則（平成20年9月10日改正）

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日改正）

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月16日改正）

この内規は、平成21年12月16日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年12月1日から適用する。